

法人町民税の税率

法人町民税の税率は、地方税法並びに田子町町税条例により、次のとおりです。

【均等割】

(平成20年4月1日以降に開始する事業年度分)

| 区 分 | 従業者数 | 税 率 |
|---|-------|-----------|
| 資本金等の額 | | 税率(年額) |
| 50億円超 | 50人超 | 3,000,000 |
| | 50人以下 | 410,000 |
| 10億円超50億円以下 | 50人超 | 1,750,000 |
| | 50人以下 | 410,000 |
| 1億円超10億円以下 | 50人超 | 400,000 |
| | 50人以下 | 160,000 |
| 1千万円超1億円以下 | 50人超 | 150,000 |
| | 50人以下 | 130,000 |
| 1千万円以下 | 50人超 | 120,000 |
| 1 次に掲げる法人 | | |
| イ 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) | | |
| ロ 人格のない社団等 | | |
| ハ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) | | |
| ニ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イからハまでに掲げる法人を除く。) | | |
| ホ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び二に掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの | | 50,000 |

【法人税割】

※令和元年10月1日以後に開始する事業年度の場合は以下の税率となる。

| | |
|----|------|
| 税率 | 9.7% |
| 税率 | 6.0% |